

(別紙) あて

国土交通省航空局長
蝦名 邦晴

運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(国官参事第 800 号)を發出して貴社の運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に対し、改めて飲酒に関する航空法等の遵守について徹底を図るとともに、講じた措置の報告を求めているところである。

このような状況のなか、同月 14 日にスカイマーク株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。また、同月 28 日に日本エアコミューター株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。

先月の飲酒に起因する不適切事案の発生後、航空業界に対して社会的に厳しい目が注がれており、航空業界全体として飲酒に関する意識向上や飲酒に関する航空法等の遵守の徹底が強く求められているなか、このような不適切事案が再度連続して発生したことは、航空安全に対する国民の信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾である。

かかる不適切事案が再度連続して発生していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、以下の措置を至急講じるよう取り図らわれない。

記

1. 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化
2. 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育の徹底 (アルコール分解能力に関する知識向上・実践、飲酒に関する意識向上のための対面指導等)
3. 飲酒に起因する不適切事案が発生した場合、航空会社及び運航乗務員が行政処分等の対象となる旨の周知徹底
4. 同様事案が発生した場合には航空局への速やかな報告及び詳細な調査に基づく再発防止策の報告

以上

(別紙)

日本航空株式会社

代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二 あて

日本トランスオーシャン航空株式会社

代表取締役社長 丸川 潔 あて

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 平子 裕志 あて

株式会社エアーアジア

代表取締役社長 井戸川 眞 あて

ANA ウイングス株式会社

代表取締役社長 泉 弘毅 あて

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史 あて

スカイマーク株式会社

代表取締役社長 市江 正彦 あて

株式会社AIRDO

代表取締役社長 谷 寧久 あて

株式会社ソラシドエア

代表取締役社長 高橋 宏輔 あて

株式会社スターフライヤー

代表取締役社長執行役員 松石 禎己 あて

Peach Aviation 株式会社

代表取締役 CEO 井上 慎一 あて

バニラ・エア株式会社

代表取締役社長 井上 慎一 あて

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役社長 片岡 優 あて

春秋航空日本株式会社

代表取締役 榎原 利幸 あて

エアアジア・ジャパン株式会社

取締役社長 Jenny Mayuko Wakana あて

東京航空局長 あて
大阪航空局長 あて

国土交通省航空局長

運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」（国官参事第 800 号）を発出して貴社の運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者に対し、改めて飲酒に関する航空法等の遵守について徹底を図るとともに、講じた措置の報告を求めているところである。

このような状況のなか、同月 14 日にスカイマーク株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。また、同月 28 日に日本エアコミューター株式会社において運航乗務員の飲酒に伴う運航乗務員の交代により運航便を遅延させる事案が発生した。

先月の飲酒に起因する不適切事案の発生後、航空業界に対して社会的に厳しい目が注がれており、航空業界全体として飲酒に関する意識向上や飲酒に関する航空法等の遵守の徹底が強く求められているなか、このような不適切事案が再度連続して発生したことは、航空安全に対する国民の信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾である。

かかる不適切事案が再度連続して発生していることの重大性に鑑み、同様事案の再発を厳に防止するため、以下の措置を至急講じるよう取り図らわれない。

記

1. 全運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化
2. 全運航乗務員に対するアルコールに関する教育の徹底（アルコール分解能力に関する知識向上・実践、飲酒に関する意識向上のための対面指導等）
3. 飲酒に起因する不適切事案が発生した場合、航空会社及び運航乗務員が行政処分等の対象となる旨の周知徹底
4. 同様事案が発生した場合には航空局への速やかな報告及び詳細な調査に基づく再発防止策の報告

以上